

《随想》腰痛の功名

※松田征士氏は昭和一九年東京都町田市生まれ。昭和三八年四月専修大学法学部に入学。在学中は雄弁会に所属した。会史『専修雄弁五十五年の歩み』の発刊や、自身が執行委員長として初めて開催した「専修大学川島総長杯争奪全日本学生団体弁論大会」などにも携わった。また、卒業後は校友会の運営にも加わり、専修人として大学の発展にも尽力している。

いつから腰痛か？ と聞かれれば、記憶にないと、政治家みたいに答えるしかない。というのは、もの心ついた時から、人間誰しも、少し立ちつづけたり座りつづけたりすれば、腰は痛くなるものと思っていたのである。小学高学年のころ、周りを見回して、待てよ、同じ姿勢をつづけて腰が痛くなるのは、どうやら俺だけみたいだな、と感付いた。

年齢を経るに従って痛くなり、高校生になると、午前中の授業は何とかもつが、午後となると痛くて耐えられなくなった。難行苦行

もいとこで、冬でも汗が出る。こうなると授業どころではなく、よって成績は押して知るべし。家が貧しかったので、医者に診てもらおうなどと考えもしなかった。

しかし、なんとかしなければならぬ。そこで、海苔巻き状にぐるぐる巻いた衣類を、背骨の下、つまり骨盤の上にあてがい、椅子の背もたれに体全体を押しつけるようにして座ってみた。背筋が伸び腹が前に突き出て、痛さが幾分和らぐ。これは医学的には良い方法ではないということ、だいぶ後になって知った。しかしこれで救われ、三年間なんとかもった。

男子高校だった。何人かの先生から言われた。「松田、成績がたいたことない割には、偉そうにしているな」「お前のかい態度には、大会社の大社長も顔負けだな」「級長はそんなに偉いのか、威張り腐っているじゃないか」。

選挙で生徒会長になると、「ますます偉くなってふんぞり返るのはいいけど、後ろにひっくり返るなよ」と。そこは日本男児だから

松田征士
(昭和四二年法学部卒)

「腰が痛い」などの言い訳はせず、いつも薄く笑ってすごした。

大学はあまり授業に出なかったから、苦しめられることは少なかった。

社会人になり整形外科で診てもらった。椎間板ヘルニアからくる、坐骨神経痛どうのこうのの診立てだったと記憶している。貼り薬をもらったと思う。

友人から、富士吉田の蜜蜂療法所を勧められたこともあった。それは蜜蜂に患部を刺させ治すという療法だったが、痛そうだし、刺した蜂はすぐに死んでしまうとのことなので、気が進まず行かなかった。

車の運転は我慢ができなくなれば、降りて腰を伸ばすからまだいいが、一番の難儀は飛行機である。昔はけっこう自由に機内を歩き回われたが、ここ二十年くらいはそれができない。着くまで、じつと狭い座席で我慢、まさに拷問。バス旅行も同様。ホテルのベッドや旅館の布団は、クッションが利いているのですぐ腰が痛くなり、安らかにお休みどころではない。床や畳の上で毛布に包まって寝る。

あれこれ試し工夫した。幅の広い腰痛用のベルト（コルセット）より、幅の狭いズボンベルトや自転車のチューブを患部に当て、強く締められた方が遙かによく効く。ストッキングにテニスボールやゴムの野球ボールを二、三個入れたものを持ち歩き、長く椅子に座ったりするときは、それを腰に巻き付ける。運転のときはペットボトル

もなかなか優れ物。腰の患部に五〇度くらいの熱いシャワーを一〇分くらいとろとろ流す。アッチチだがこれもよく効く。腰痛持ちが戸板で寝るのが一番と言うが、これは本場で、布団は二〇年も使っているせんべい布団。足先を冷やさないこともだいじ、夏でも足袋を履いて寝る。

右のことを励行し、腰痛では社会人になって一度、病院には行っ
たきり、ギツクリ腰も経験していない。

さてさて、腰痛の功名もなくはない。

私達の子供のころの遊びといえば相撲だった。私が主宰している中学校の同期生の遊ぶ会『北中健康クラブ』で小学校も同級だった勝永功君が「小学六年生のとき、昼休みに校庭で相撲を取っていて腕を折られたんだ。誰が相手だったか覚えていないけどな」と言った。「そう、勝永、それ俺だよ。お前に食らいつき外掛けで倒したんだ。お前、顔が真っ青になり、誰かが先生を呼び行って、先生が自転車に乗せ、医者に連れて行ったんだ」「そうか、お前だったのか。」

腰が悪いので、相手にマワシ（バンド）を取られると、言葉では表せないほどの、やるせない異様な感じになる。だから絶対にマワシは取らせたくない。そこで懐目掛けて頭から突っ込み、素早く脇の下をくぐり横や後ろにくっつき、押し出したり投げたりする取り口、六年生の時、ウソのような本当の話だが体育の時間に相撲の勝ち抜き戦をやり、一六、七人負かしたこともある。担任の先生

(男)も驚いていた。クラスの人気者だから、黄色い声援も、ものすごかった。体は小さく痩せていたが、腰痛なので一つの方を持ち、それで強かったということだろう。お祭りの相撲大会でも活躍し、体さえあれば相撲取りになりたいと思った。

もう一つの功名は専修大学四年生のときである。雄弁会に所属していた。会室に『尾崎行雄記念財団主催第六回全国青年政治討論会』の応募要項が貼り出され、テーマは「明るく正しい選挙を実現するためにはどうするか」。

まず論文審査があり、その上位七人が尾崎記念館（現憲政記念館）大ホールで行われる討論会に出場し、優勝・入賞を決めるといふもの。早速、原稿用紙一四、五枚書いて応募した。全国から論文は二〇〇篇ほど寄せられ、私は七人のなかには入れず八番目で次点だった。

ところが七人のうちの一人が欠場することになったので、急遽、私が繰り上げて出場することになった。

七人が長机を前に椅子に座り、順番で演壇に立ち一〇分ほど立論を述べ、終ると出場者同士の質疑応答、審査員との質疑応答、さらに聴衆との質疑応答で終了。報道の眩しい照明を浴びながらだった。

審査講評で審査委員長は各出場者の内容について評し、私については最高の評価だったが、加えて「松田君は終始、堂々とした態度で好感が持てた」と。



全国青年政治討論会優勝記念の写真。下段中央が著者（昭和41年11月12日）

つづいてNHKのアナウンサーによる成績発表に移った。私が優勝し尾崎杯を獲得した。何人かの雄弁会の後輩が応援に来ていたので、その前で優勝できて良かった。原稿審査の審査員と当日の審査員は違う方だったかもしれない。このときの模様は読売新聞全国版とまた尾崎記念財団の機関紙『世界と議会』六七号に載り、忘れて

いたが、それによると二位は明治大学生の坪川礼己氏、三位は法政大学生の笠間照江氏。

NHK後援なので当日（昭和四一年一月一二日）の午後七時と九時、一一時のラジオのニュースで私が優勝したことが報じられ、『世界と議会』の同号には私の立論

が全文掲載された。

質疑応答で他の出場者は遠慮深く前かがみ、しかも卓上マイクに口を近づけるからさらに前かがみになる。私は前にかがむと腰が痛くなるから、どうしても腹を突き出しふんぞり返り、そして卓上マイクを口元に引き寄せる。だから聴衆や審査委員を見て話すことになる。

論文審査では番外の私が「堂々とした態度」で優勝したのは、タネを明かせばそういうこと。

副賞として賞金三万円いただいた。大卒の初任給が二万二、三千円の時代。応援に来た後輩と電話のある同輩・後輩に連絡し、その晩は総勢八人で、新宿の寿司屋で座敷を取り吞めや唄えの祝賀会。そのあと写真屋で記念の集合写真。そして安キャバレーでひと騒ぎしたら、三万円が消えていた。

人生のたった一つの勲章をもたらしにくれた腰痛には、感謝しなければならぬだろう。これからも多少の痛みは、何かの因果か何かの祟りと受け入れ、医学的には良い療法でないこともつづけ、ごまかしごまかし、仲良く付き合っていこうと思っている。

(『文芸同人誌』はまゆう 第七五号) に掲載されたものを転載)

本稿の末尾に、昭和四一年(一九六六)一月に開催された「第六回全国青年政治討論会」(尾崎行雄記念財団・公明選挙連盟主催)における松田氏の立論(演説原稿)を掲載した。あわ

せてご覧いただきたい。なお、戦後の大きな弁論大会で優勝した専大生は、昭和二一年一月に開催された「花井卓蔵杯争奪都下学生雄弁大会」(中央大学主催)の大内進氏(昭和二五年経済学部卒)もいる。

公職選挙法の問題点

今日のわが国の政治の最大の課題は一連の腐敗事件からくる国民の政党政治に対する不信をいかに拭い去り、信頼を回復するかということであります。これを今、私達が政党政治の基本である選挙のあり方を考える中から見出し、導くことは極めて重要であり、適切であるといえるのであります。

さて「明るく正しい選挙」と一口に申しますが、まず「明るい」ということですが、この点わが国の選挙は非常に暗いものを感じさせているのであります。今日、日本人の観念として選挙イコール暗いものというようになってしまっているのであります。私は何はさておいても選挙からこの暗いイメージを払わなければならないと思います。少くとも民主主義下における選挙はもっと伸々とした明るい積極的なものであるべきであります。しからば選挙を暗くしているものは何かといえますと、あれもいけない、これもいけない、とがんにがらめに縛りつけている現在の公職選挙法に問題があるのであります。明るい選挙のために私は西欧諸国のように選挙運動をもっと自由にすべきであると思います。

次に「正しい」ということですが、これはいうまでもなく一切の不正が行なわれないということでもあります。私は民主主義の要件の中には正義ということがあるとするならば、民主主義の具象化たる選挙の不正を容認することは民主主義自体の否定につながると思うのであります。かかる考え方から選挙の悪に対しては厳罰主義で臨むことを唱えます。

すなわち私は「選挙運動の自由化」と「悪に対する厳罰主義」の二点をもって「明るく正しい選挙」実現への私なりの回答にしたいと思います。

さてこの二点をさらに論究しますならば、まず第一点目の「自由化」ということですが具体的に申しますと、現在禁止されている「個別訪問」と「事前運動」を認めたらどうかということでもあります。何故「個別訪問」を禁止しているかといいますと、個別訪問は買収、強制の機会を与え、悪の温床になりやすいという理由からであります。しかしその危険性はあるにしても私達は個別訪問の重要性をも認めざるをえないのであります。個別訪問は候補者や運動員が選挙民と膝をつき合わせて話し合える。候補者や運動員は自らの抱負や自党の政策を述べ説得し、選挙民は候補者の人となりを身近に観察しうる。考えてみればこれほど合理的、効果的な選挙運動はありません。膝をつき合わせて……という、草の根の活動を認めることよって政党は国民の末端まで政策浸透ができ、国民も身近に政治をおくことになり、政治を考えるようになるのであります。政

党の近代化の上から、また民主政治の上から個別訪問は認めるべきであります。

買収に結びつくという懸念もありますが、私は買収は買収として捜査の面で検討し、取り締まるべきであって、買収に結びつくからといって本来悪くもない、むしろ民主選挙の基本ともいべき個別訪問まで禁止することは筋違いであると考えます。また取り締りの面からいっても現在、個別訪問自体悪くもないのに犯罪としていきますから、いわゆる形式犯が非常に多いのであります。このことはかえって実質犯の取り締りをおろそかにする結果になりかねないのであります。実質的な悪を取り締ろうとするならば形式的な縛らなくともいいようなものははずし、実質犯に重点をおいて摘発、取り締りをする方が効果的といえるのであります。

次に「事前運動の禁止」ですが、理由は公示前から選挙運動を認めることは利権に結びつく期間がそれだけ長くなること、年中選挙運動が行われうるさいということ、政治家が選挙に追い廻されて政策勉強ができないということでもあります。

まず利権に結びつく期間がそれだけ長くなるということですが、私は法律が選挙イコール利権という考え方に立脚することは好ましくないと考えます。あるべき姿に立脚し、あるべき姿を指示するのが法であって、あってはならないものに立脚することは妥当でないと考えます。

また年中選挙運動が行われて迷惑だということですが、現在選挙

期間は二十日余りであります。二十日間ぐらいで政策を浸透させ、当選を計ろうとすることは無理なことであり、現にこの規定を守っている人は皆無といえるのであります。もしこれを守ったならば新人の進出する余地は全くないのであります。迷惑だということもありませんが、国民も日常生活の中に政治があるという認識に立ち、これを受け入れるべきであります。勿論、常識はずれの行き過ぎに対しては厳しい批判を加えるべきであります。

さらに政治家が勉強する時間がなくなるといことですが、政治家は常に選挙民との接触を怠らず、その声を聞き、自らの政見を問うのが義務であるならば政策研究と並行してこれを行うのは当然であつて、現在のように当選してしまつたら後は何をしているかさっぱりわからないというようなことはなくさなければなりません。事前運動を認め、常に報告させ、日常生活の中に政治を確立すべきであります。私は個別訪問と事前運動を認め、自由化することによつて自由かつ達な「明るい選挙」が行われると確信します。

次に第二点目の正しい選挙のため「厳罰主義」ということですが、私はその旨を公職選挙法あるいは関係法の中で唱うべきであると思ひます。また一八八三年イギリスで不正腐敗防止法という法律がつくられ、これが多大の効果をあげたわけですが、こういう法をつくることも良い方法であると思ひます。いづれにしてもこれの場合には当選しても無効にする、これの場合には五年間あるいは十年間公民権停止というような規定を明確にすべきであります。

まれこれに関連して選挙違反に対する裁判の迅速をも期すべきであります。選挙違反の裁判の渋滞は目に余るものがあります。主国家において裁判の遅滞は目に余るものであります。とりわけ選挙違反の裁判に対しては迅速を期すべきであり、そのためには道路交通法のように法の中で細かい罰則まで明らかにし、さらに判例をも確立すべきであります。こうして不正に対しては「厳しく、速く」結論を下すべきであります。

以上私は今日の選挙の土台となつて公職選挙法を、一つには「選挙運動の自由化」、一つには不正に対しては「厳罰」という方向に改めるべきであると述べてまいりました。

しかし法律をかける方向に改正したからといってそれだけで済まされるものではありません。国民の政治意識高揚のためのキャンペーンをいかに進めていくかが大きな問題であります。国民の自覚と認識があつてこそ、かかる背景と適切な具体策が一体となつてこそ「明るく正しい選挙」が力強く推進されるのであります。

(『世界と議会 第六七号』に掲載されたものを転載)